

# 東京女子医科大学学会会則

昭和 56 年制定 令和 5 年改訂

## 総 則

- 第 1 条 東京女子医科大学学会（以下、本会という）を学校法人東京女子医科大学（以下、本学という）に設ける。
- 第 2 条 本会は医学・看護学および医療の進歩向上を図ることを目的とし、そのための諸活動を行う。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。
- 1) 学術集会の開催
  - 2) 機関誌の発行
  - 3) そのほか第 2 条の目的達成に必要な活動

## 会 員

- 第 4 条 本会の会員は正会員、名誉会員、準会員、特別会員とする。
- 第 5 条 本会の会員は本会の目的に賛同した者とする。
- 第 6 条 本会の会員は自己の業績を学術集会および機関誌に発表することができる。但し、準会員は単独で行うことはできない。

## 役員および役員会

- 第 7 条 本会に次の役員を置く。会長 1 名、副会長 1 名、幹事若干名、監事 2 名、第 12 条に該当する評議員。
- 第 8 条 会長は本学の学長とし、本会の運営を総理する。
- 第 9 条 副会長は幹事の中から会長が指名する。副会長は会長を補佐し、会長が職務遂行に支障のある時はその代行を務める。
- 第 10 条 幹事は評議員の中から会長が指名する。任期は 2 年とし、再任を妨げない。
2. 幹事は職務別に担当を決め、集会、編集、庶務、会計をそれぞれ担当する。
  3. 集会と編集に関しては幹事会を原則月 1 回開催する。
- 第 11 条 監事は評議員の中から会長が指名する。任期は 2 年とし、再任を妨げない。
2. 監事は本会の会計を監査する。
- 第 12 条 評議員は本学に常勤する准教授以上の本会正会員で評議員会の推薦を得て総会で承認を受けた者とし、本会の運営に寄与する。任期は 4 年とし、再任を妨げない。但し、任期途中で定年を迎える場合は、定年の 3 月 31 日までを任期とする。
2. 評議員会は年 1 回以上会長が召集し、会長がその議長となる。
  3. 評議員会は評議員総数の過半数の出席により成立する。但し当該事項につき、委任状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

## 学術集会

- 第 13 条 本会の学術集会は総会、例会とする。
2. 総会を年 1 回開催し、庶務・会計・監査報告ならびに学術講演を行う。
  3. 例会を年 2 回開催し、学術に関する講演討論等を行う。

## 機 関 誌

- 第 14 条 本会は機関誌として次のオンラインジャーナル 2 誌を発行する。
- 1) 英文誌『Tokyo Women's Medical University Journal』
  - 2) 和文誌『東京女子医科大学雑誌』

## 分 科 会

- 第 15 条 本会に分科会を置くことができる。

## 会 計

- 第 16 条 本会の経費は会費、入会金、寄付金、その他の収入をこれに充てる。
- 第 17 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。
- 第 18 条 活動計画書および収支予算案は、会計担当幹事が作成し、幹事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 第 19 条 活動報告および収支決算は、庶務担当幹事と会計担当幹事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、幹事会の承認を受けなければならない。
- 1) 庶務報告
  - 2) 収支決算書

- 3) 収支決算書の附属明細書
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第2号の書類については、評議員会と総会に提出し、第1号の書類はその内容を報告し、第2号の書類は承認を受けなければならない。
3. 前項の報告書を機関誌『東京女子医科大学雑誌』に掲載することで、会員ほか一般の閲覧に供するものとする。

## 事 務

第20条 本会の事務局を本学 学会室に置く。

## 附 則

1. 本会会則は評議員会の議決と総会の承認を得て変更することができる。
2. 会則の施行に必要な内規を別に定める。
3. この会則は、令和5年10月1日より施行する。